

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十六年八月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年五月十四日奈良県指令高土第二六一号

平成二十六年七月二十五日奈良県指令高土第二六一―一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年八月一日高土第八三四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年八月一日高土第三四四号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市磯壁四丁目二〇六番一、二〇六番二、二〇六番三、二〇六番四、二〇六番五、

二〇六番六及び二〇六番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市良福寺六六九番地の一

増春建設株式会社 代表取締役 増春太

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市磯壁四丁目二〇六番九

下水道 香芝市磯壁四丁目二〇六番九の一部